

# 令和5年度鳥獣被害防止運動実施要領

## 1 趣 旨

野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減対策を効果的に推進するため、特に被害額の大きい水稻やさつまいもの収穫期を迎える9月から10月を「鳥獣被害防止運動強化期間」として設定し、各種広報活動等を通じて、集落ぐるみの「寄せ付けない」取組の実践を推進する。

## 2 期 間

令和5年9月1日(金)から令和5年10月31日(火)まで

## 3 主 催

鹿児島県

## 4 スローガン

集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取組を実践しましょう！

～被害防止には、秋から冬の「えさ場」をなくして鳥獣を「寄せつけない」  
ことがポイント～

## 5 取組事項

- (1) 鳥獣のえさ場や隠れ場所、柵の破損はないか等「環境点検」の実施。
- (2) 農地や集落内の「鳥獣のえさ場」をなくす。
- (3) 農地周辺や集落内の「鳥獣の隠れ場所」をなくす。
- (4) 住民が協力して鳥獣を追い払い、「鳥獣の人慣れ」を防ぐ。

## 6 運動の展開

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 県政広報番組(ラジオ)での放送
- (3) 推進資料などの配布